

1 敷地内の通路

【基本的な考え方】

道路や駐車場から建築物の出入口までの敷地内の通路は、高齢者、障害者等が安全に、かつ、円滑に通行できるようにすることが必要です。そのためには、歩車道線を分離し、通行の妨げとなる段差や障害物がないようにするなどの配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
敷地内の通路 「5-1」 表面の仕上げ 段の構造 傾斜路の構造	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ロ 段がある部分は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>(3) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造であること。</p> <p>ハ 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p>	<p>手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。</p> <p>段鼻の色の明度差を大きくすること等により識別性を確保します。</p> <p>手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。</p>
利用円滑化経路 「14-2」 有効幅員 車いすの転回場所 戸の構造 溝ふたの構造 傾斜路の構造	<p>ト 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、上記のほか、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120cm以上であること。</p> <p>(2) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所が設けられていること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 路面には、排水溝が設けられていないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたが設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 有効幅員は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上であること。</p> <p>(二) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(三) 高さが75cmを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(四) 両側に高さ5cm以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p>	<p>1以上の通路について整備する必要があります。</p> <p>歩行者が横向きになれば車いすとすれ違うことができる幅員です。</p> <p>140cm×140cm以上のスペースを確保します。</p> <p>自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p> <p>ガタつきがないようにし、グレ－チング等の格子は長さ10cm以下、幅1.5cm以下とします。</p>

敷地内の通路

項目	整備水準	解説
利用円滑化経路「14-2」 傾斜路、昇降機の設置	イ 学校(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設にあっては、利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。	階段又は段を設ける場合の傾斜路又は昇降機の配置の基準です。
利用円滑化経路「14-3」 地形の特殊性による特例	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により上記によることが困難である場合における規定の適用については、公共的施設の車寄せから利用居室までの経路とする。	地形の特殊性により、道等から利用居室までの通路を利用円滑化経路の基準に適合させることができない場合の考え方です。
視覚障害者利用円滑化経路「15-1, 2」 線状ブロック等 点状ブロック等 音声誘導設備	<p>公共的施設又はその敷地に当該公共的施設の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が建築物である路外駐車場に設けられている場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等が適切に組み合わされて敷設され、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p> <p>(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>	視覚障害者利用円滑化経路として整備する場合の基準です。

敷地内の通路

設計標準

項目	整備水準	解説
傾斜路、昇降機の設置 歩道橋の分離 通路の有効幅員	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用するすべての敷地内の通路を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路に段又は階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。 歩道と車道を分離し、安全を確保します。 段がある部分及び傾斜路を除き、通路の有効幅員は、180cm以上とします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準 車いす同士がすれ違うことができる幅員です。</p>
表面の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 透水性のある材料を使うなど、水たまりができないようにします。 	<p>透水性舗装は、一般舗装と比較して舗装面の水勾配を小さくすることができます。</p>
戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> 通路に戸を設ける場合は、自動ドアなど車いすが円滑に通過できる構造とし、かつ、前後に高低差を設けないようにします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。</p>
溝ふたの構造	<ul style="list-style-type: none"> 通路面には排水溝を設けないようにします。やむを得ず排水溝を設ける場合には、車いす使用者、つえ使用者は支障なく通過できるふたを設けます。 	<p>ガタつきがないようにし、グレ－チング等の格子は長さ10cm以下、幅1.5cm以下とします。</p>
通路の交差点部、屈曲部	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路の始点、終点、曲がりの部分、折り返しの部分、他の通路と交差する部分には、150cm以上の水平部分を設けます。 	
傾斜路の有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の有効幅員は、150cm以上とし、段を併設する場合は、120cm以上とします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p>
傾斜路の勾配	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の勾配は、15分の1以下とします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p>
傾斜路の交差点部、屈曲部	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の通路の始点、終点、曲がりの部分、折り返しの部分及び他の通路と交差する部分には、150cm以上の水平部分を設けます。 	
傾斜路の踊場	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の高さが75cmを超える場合（勾配が20分の1を超えるものに限る。）には、高さ75cmごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けます。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p>
傾斜路の側壁 傾斜路の手すり	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の両側に高さ5cm以上の側壁を設けます。 傾斜路の高さが16cmを越え、かつ、勾配が20分の1を越える場合は、両側に手すりを設けます。 傾斜路の手すりは、統一した高さで連続して設けます。 傾斜路の手すりは、壁などとの間隔を4cm程度とし、下側で支持します。 傾斜路の端の部分の手すりは、体の移動動作を補助し、通路形態の変化を予告するために、その端から延長し、45cm以上の水平部分を設けます。 利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端部は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。</p>

項目	整備水準	解説
段の有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の端部、曲がり角の部分等に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 段がある部分の有効幅員は、140cm以上とします。 	[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりを設ける場合には、手すりの幅が10cmまでは、手すりがないものとみなします。
側壁	<ul style="list-style-type: none"> 段が、壁に接していない場合は、高さ5cm以上の立上りを設けます。 	
段の寸法	<ul style="list-style-type: none"> 段のつけあげは16cm以下、踏面は30cm以上とします。 	[BF] 利用円滑化誘導基準
段の手すり	<ul style="list-style-type: none"> つまづき防止のため、段のけ込みは2cm以下とします。 段の両側に手すりを設けます。 段の手すりは、壁などとの間隔を4cm程度とし、下側で支持します。 段の端の部分の手すりは、体の移動動作を補助し、通路形態の変化を予告するために、その端から延長し、45cm以上の水平部分を設けます。 利用者が衝突した際の安全に配慮し、手すりの端部は、床方向に立ち下げる、壁面に巻き込む等の処理をします。 段の端部に設ける手すりには、現在位置及び誘導内容等を点字で表示します。 	[BF] 利用円滑化誘導基準 手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。
視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者が、敷地内の目的箇所に容易かつ安全に到達できるよう配慮します。 	案内板、音声誘導設備、視覚障害者誘導用ブロック等の設置などの配慮を行います。

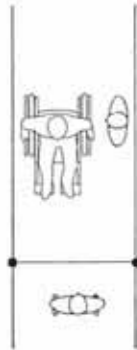
望ましい配慮

項目	整備水準	解説
屋根、ひさし	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時等の利用に配慮し、通路部分には、屋根ひさしを設けます。 	
タイル舗装	<ul style="list-style-type: none"> タイル舗装をする場合は、目的の深さ、目地の幅をできるだけ小さくします。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 段及び傾斜に手すりを設ける場合は、二段手すりを併設します。 	二段手すりの高さは、60cm～65cm程度とし、一般用手すりよりも前にずらして取り付けます。
足元照明	<ul style="list-style-type: none"> 段の路面、段鼻を認識しやすくするため、足元照明などを設置します。 	

敷地内の通路

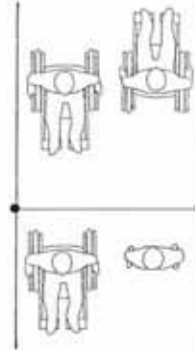
敷地内の通路の幅員

●有効幅員120cm以上



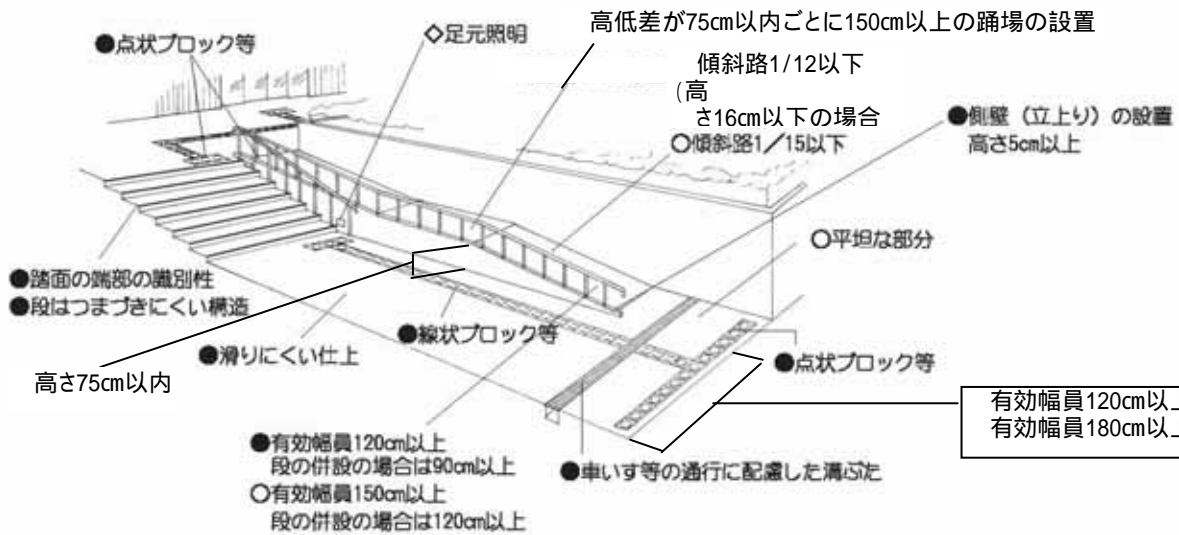
- ・車いす使用者が通行しやすい
- ・人が横向きになれば車いすとすれ違うことができる
- ・松葉杖（2本杖）使用者が通行できる

○有効幅員180cm以上



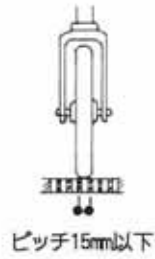
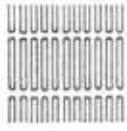
- ・車いす同士が違えることができる
- ・車いすと松葉杖（2本杖）使用者とがすれ違うことができる

スロープと階段を併設した例



横断溝蓋の構造

通行に支障のない溝蓋



段差の解消

